

2021年8月22日改定

朴の会会則

前文（沿革と概要）

当地域は、山頂部にあったみどり会のタンクから給水を受けていました。タンクと配管の老朽化に対してみどり会が事業を行わなかったため、やむなく県道より上の11名（「当初会員」という。）は総額2114万2268円（消費税込み）の費用を投じて配管を新設し、当初会員である小川様の地所の使用許諾を得て町水加圧供給設備（以下総称して「本管」という。）を共同で敷設し、その維持管理のために当会を結成しました。（2003年8月15日工事完成。2006年3月31日会則制定）

その後、本管の埋設された道路を中心とした道路保全等も行なうようになりました。（2009年8月15日会則改定 2008年11月道路崩落部の補修、2010年10月ポンプ室前の道路の路肩補強及び未舗装部全体の整備、2014年アスファルト道路の路肩の補強と暗渠・浸透柵の設置 未舗装部の整備、2017年アスファルト湾曲部の路肩の補強と平坦部の砂利入れ）更に2020年には約200mに及ぶ平坦部の大規模なアスファルト化を行い、その路肩の補強も行いました。

当会の働きかけで町は小川様当該地所の将来の寄附を前提とした無償貸与と本管の寄附を条件に2011年6月1日を開始日として町・小川様・当会が三者契約を交わし、この地域は町水道の給水区域となりました。町役場は水道行政上、当会をこの山間部の公図上の無地番部を含む私道の管理者として認めています。

今後も多発する強風豪雨等の土砂災害から本管と道路を守り、支障なく交通できるように維持するとともに、会員の親睦を図るために活動します。そして広く給水区域の近隣地権者に加入を呼びかけます。

第1条 名称

当会は「フロイント・朴の会」（略称「朴の会」）と称する。

第2条 当会の事務所

当会の事務所は会長宅に置く。

第3条 目的

当会の目的は下記のとおりとする。

1. 本管の保全に資する本管が敷設された道路の維持と改善に関わる事項
2. 本管が敷設された道路等への倒木対策等
3. 会員の親睦と近隣住民との連携に関わる事項

第4条 会員

会員は、本管が敷設された道路周辺に地所を有するもの、または、その家族やこれに準もので会の目的に賛同するもので構成し、地所の大小、数によらず同一の権利・義務を有する。

第5条 新規加入等

1. 入会にあたり入会金は10万円とする。年度の途中であっても当該年度の会費を申し受けるものとする。
2. 本管を直接的または間接的に利用する場合は、会員・非会員にかかわらず、1メートルにつき接続料50万円を支払うものとする。また、未納の会員は早急に支払う義務を負う。

第6条 役員

会長1名、副会長1名、会計担当役員1名、必要に応じて若干数の役員、監事1名を置くものとする。

第7条 役員の仕事

1. 会長は当会を代表して事務を執行する。又総会及びその他の会合を召集しその議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行してその職務を行う。
3. 会計担当役員は当会の会計事務を行う。
4. その他の役員は会長、副会長を補佐し、会長の委嘱する職務を行う。
5. 監事は当会の業務を監査する。
6. 会長は役員経験者を「役員補佐」として指名し、役員業務を補佐させることができる。

第8条 役員を選出

役員はすべて総会で選出する。役員はボランティア精神で業務を担当する。立候補のない場合は、3期6年に2年間、全会員は役員を担当する原則で選出する。

第9条 役員の仕事

全役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

第10条 総会

総会は会長が各事業年度の都度、はやい時期に招集し、会員の過半数をもって成立する。総会において前事業年度の事業報告及び決算の承認を求め、更に次事業年度の事業計画及び予算の承認を得なければならない。事業報告と事業計画案は総会の2ヶ月前には会員に提示するものとする。又役員の仕事満了時の総会においては役員を選出を行い、会則の変

更、当会の解散その他当会に関する重要な問題については総会に諮らなければならない。総会における議決権の行使は、会員自ら行使するか、書面で行使するか、代理人によってまえ行使するかのいずれかにより、過半数をもって決定する。また総会に議案を提出する会員は原則として総会の1ヶ月まえに会長あてに議事を提出するものとする。

会長は諸事情を考慮して、電子メールやファクスを用いて総会を行うことができる。この場合、議題を整理し、会員の意見を反映させるための十分な期間を設けるものとする。

第11条 臨時総会

会長は必要に応じて臨時に総会を召集することが出来る。又会員の3分の1以上が総会開催を要求した時には会長は総会を召集しなければならない。なお会長の了解がある場合、会員の親族は会員に代って総会に参加できるものとする。

会長は諸事情を考慮して、電子メールやファクスを用いて臨時総会を行うことができる。この場合、議題を整理し、会員の意見を反映させるための十分な期間を設けるものとする。

第12条 役員会

必要に応じて会長が召集し、総会に諮るべき総会年度の事業計画案及び予算案の決議等は役員会の過半数をもって決定する。倒木や自然災害に対応する予算行使を伴う緊急の実務は、役員会の決定で行なうことができる。ただし予算行使の前に会員全員にその旨を周知し、意見を求めたうえで実施するものとする。また役員会の決議は電話、ファクス、電子メール等事後に確認できる方法をもって代えることができる。

第13条 会計

当会の目的を達成するための会計は会員の会費で賄う。会費は主として道路保全、倒木処理のために支出する。ただし会を運営するための最小限の通信費用・会議費を含むものとする。

第14条 会費

会費は1年あたり会員1人につき、2万円とする。ただし、自然災害等の程度等により、総会の決定で臨時徴収することができる。

第15条 会費納入

会員は事業年度にかかわらず毎年7月初めに請求書にもとづいて会費を納入しなければならない。会計担当は会員の会費納入状況を総会に報告する。

第16条 事業年度

当会の事業年度は2年間を単位とする。2013年度7月1日を第7回年度の開始年月日とし、以降、2年経過する度に事業年度を更新する。

第17条 会則の変更

当会の会則の変更は総会の賛成を得なければならない。

第18条 道路利用の準則

過去に朴の会が工事した道路は、会員による事業用の大型の車の走行は想定しない。会員は宅配便をのぞき自宅工事等の事情で業者等が大型の車を使用する場合は、当該業者等に慎重運転を指示するとともに、会長に事前にメールやファクス等をもって連絡し、了承を得るものとする。

附則

制定及び改定記録

- 2006年3月31日 当会の発足にあたり制定
- 2006年8月13日 事業年度の変更
- 2009年8月15日 前文工事総額の記載変更、目的2.の追加、会費の変更、記載の平易化、誤記の訂正
- 2011年9月9日 本管周辺地域が町の給水区域になったために、目的を変更し、会費、会員の資格を変更し、会則を大幅に変更。
- 2013年8月16日 事業年度の単位を2年にすることを明確化。入会金の変更（金額は役員会一任）
- 2013年10月9日 入会金額の変更（役員会にて 会報77号参照）
- 2015年8月12日 水道事業の完全除外 水道会計の閉鎖 前文見直し 「会員と「目的」の範囲 役員を選出方法等
- 2021年3月16日 入会金額の変更、水道管接続料明文化、道路利用の準則明文化
- 2021年8月22日 前文の見直し 水道接続料の申し受け単位の明確化 役員体制の強化 電子メール等による総会の明記 会員証に関する条項の削除